

2006年6月27日

中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会
部会長 田中 勝 様

容器包装リサイクル法の改正を求める
全国ネットワーク

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律 の一部を改正する法律に関する意見表明

(意見主旨)

改正容リ法に係る政省令等の、具体的施策を検討する今後の審議にあたっては、衆議院並びに参議院の環境委員会で採択された「合計30項目に及ぶ附帯決議」の趣旨を十二分に尊重し、発生抑制と再使用を最優先することの確認を求めます。

(理由)

1. 容リ法改正全国ネットワークでは、審議会の答申で最優先すると位置付けられた「発生抑制」と「再使用」の文言が、改正容リ法に盛り込まれなかったことを残念に思い、その実効性についてたいへん危惧しています。
2. この点について、国会でも私たちと同じように危惧されたため、法案を審査した衆議院の環境委員会で19項目、参議院の環境委員会では11項目に及ぶ附帯決議が採択されるという、異例の成立となりました。改正容リ法は成立したとはいえ、その具体的執行について重い条件が課せられたのです。
3. また衆議院の環境委員会で、政府の3R目標は「容器包装廃棄物の5%削減」との答弁がなされました。このため、「容器1本あたり3%程度の軽量化」との自主行動計画を公表した事業者団体に対し、(販売量が増えれば、廃棄物総量は減らないので)政府は計画数値以上の実施を促さなければなりません。
4. 従って、これから関係する政省令等の具体的施策を検討するにあたっては、衆参両院の環境委員会による「合計30項目に及ぶ附帯決議」の趣旨を十二分に尊重し、事業者に対しては自主行動計画を超える行動の実施を促すため、循環基本法に基づく発生抑制と再使用を優先することの確認を求めます。

以上

(参考)

1. 衆議院環境委員会の附帯決議19項目からの抜粋
自治体、事業者、消費者への発生抑制を最優先することの徹底(第1項)
ファーストフード店等における再使用容器普及のための必要な措置の実施(第2項)
再使用容器の利用促進措置の検証と必要な措置の実施(第3項)
自主的取組が不十分な事業者への勧告・公表・命令等の的確な実施(第10項)
新たな資金拠出制度の運用についての透明性の確保(第11項)
レジ袋有料化による販売代金の環境対策としての資金化(第19項)
2. 参議院環境委員会の附帯決議11項目からの抜粋
レジ袋削減に向けた事業者指導と消費者への周知徹底(第2項)
減量効果の高いリターナブル容器等の普及拡大施策の推進(第1項)
再商品化の質的向上のための、新たな資金拠出制度の趣旨の徹底(第3項)